

| | | | |
|---------------------------------|----|---------------------------------|----|
| 展望 | 1 | 公開研究会講演記録〈第 317 回 (2024.11.26)〉 | 36 |
| 公開研究会講演記録〈第 315 回 (2024.9.7)〉 | 4 | 公開研究会講演記録〈第 318 回 (2024.12.6)〉 | 47 |
| 公開研究会講演記録〈第 316 回 (2024.10.10)〉 | 20 | 産研だより | 71 |

公開研究会講演記録〈第 315 回 (2024. 9. 7)〉

第 315 回 産業経営研究所公開研究会 「デジタル環境下における地方政府の会計・監査・ 内部統制の新たな枠組みの創出」

日本大学経済学部プロジェクト主査

石川 恵 子
東京大学名誉教授
山本 清
日本生産性本部
佐藤 亨
横浜市立大学
黒木 淳
法政大学
田中 優 希
日本大学経済学部
尾上 選 哉
日本大学経済学部
野口 翔 平

石川（研究主査）それでは早速初めて行きます。この研究プロジェクトの構成員と研究テーマについてです。調査方法と構成員と構成員の研究アプローチについて簡単にご紹介させていただきます。

2022 年度～2023 年度に質問調査を実施しまして、それを私・石川、山本先生、佐藤享先生、黒木先生、この 4 人で質問調査を作成し、分析して報告するというを行いました。

なお本日、横浜市立大学の黒木先生は公務のためご欠席と伺っています。黒木先生からはすでに zoom の録画ビデオをいただいております。

あと 3 名の構成員方は、法政大学の田中先生。田中先生は 2022 年～23 年度にフランスに留学されていたので、フランスのデジタル化の調査を実

施していただいて、それを共有していただく形式で行いました。

本学の尾上先生には文献調査ということで公益法人のデジタル化の現状について調べていただきました。

同じく本学の野口翔平先生はイギリスの歴史的なアプローチに基づく会計の研究をされていますので、文献調査のアプローチでご協力いただいています。

(省略)

「地方自治体の内部統制の制度とDXの動向」

石川 恵子

まず第1章に相当する部分です。私は制度論の研究アプローチから、地方自治体の内部統制の制度とDXの動向について整理させていただきました。

先行研究によると、IT化が内部統制に与える影響ということに関連して、IT化は内部統制のモニタリング機能を強化すると述べています。このモニタリング機能とは、COSOの内部統制の基本的要素のうちの1つの機能に相当しています。

もう1つ、ITが内部統制に与える影響ということでモニタリングを強化するというメリットがある一方で、ITに関連して内部統制の重大な不備がある企業はITに関連して起こる以前の重大な不備がある企業よりもCFOの離職率が高まるといったことも先行研究では明らかにされています。

今年度、地方自治体の内部統制のガイドラインが改定されました。ガイドラインでも、IT化が進めば情報の信頼性にITは影響を与えることから、今後は内部統制の中の特にシステムの有効性を重視するようになることも挙げられています。

その重大な不備に関連して言うと、この資料の2つ目に関係しますが、現在SOX法の404条のもとでは重大な不備を米国では開示しなければならないとされています。先行研究によると、ITに関連する重大な不備の情報は組織に不利な結果を招いてしまう傾向があることも分かっています。

順番が逆になってしまいましたが、研究の目的と背景です。われわれが質問調査を実施するに当たっての内部統制の制度とDX推進の動向について整理することを研究の目的としていました。日本のガイドラインは、今年、改定されていますが、このガイドラインはもともとCOSOのフレームワークのアプローチをモデルとしています。なお、日本のDX推進については、20業務の標準化を図っている特色があります。

DX推進の背景は、少子高齢化に伴う人材不足の影響と業務の効率化があります。特にDXに関連して言うと、国が主導して行なっています。ここでは、業務の効率化が前面に押し出されていますが、先行研究が言っているような内部統制にモ

ニタリングを強化するということを、説明していません。また、地方自治体でもあまりそうした実態がありません。

次に地方自治体の内部統制の制度についてですが、2017年に自治法が改正されて、都道府県の政令市の首長に対して内部統制の制度の義務が課せられています。一方、都道府県と政令市以外は努力義務団体と位置づけられていて、総務省の「地方月報」によると、日本に約1800団体あるうちの44団体の努力義務団体のみが行なっている実態が明らかにされています。

内部統制の制度自体、COSOのフレームワークをモデルにしています。直接モデルにしたのは民間企業の内部統制のガイドラインですけれども、民間のガイドラインもCOSOをモデルとして整備されています。

地方自治体版の内部統制の定義についてまとめているのがこちらのスライドです。基本的にCOSOの内部統制のフレームワークを使っていますので、内部統制の目的は、業務の効率的かつ効果的な遂行、財務報告の信頼性の確保、業務にかかわる法令等の遵守、資産の保全を設けています。そしてこの4つの目的に対応して、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ICTへの対応、この6つの基本的要素を定義しています。

先行研究ではモニタリングの監視活動が特にITを活用することで強化されることを明らかにしています。私たちが質問調査したのは、特に「情報と伝達」に着目して調査させていただきました。2004年度の日本会計研究学会では、成果の1つとして報告させていただきました。

もう1つ、私の担当としてDXの概要を整理させていただきました。これに関連して、DXの推進の経緯を次のスライドにまとめさせていただいています。内部統制よりも若干遅れてDXの推進は国の主導で行なわれています。とりわけ、DX推進が加速したのが2020年2月、3月、新型コロナウイルスが流行し始めたころです。この頃に、日本でもDXの推進が不可欠ということで、2つの閣議決定が公表されました。その後、総務省は「DX推進計画」を公表し、当該計画に基づいて地方自治体における整備の動きが始まりました。2021年には、デジタル都市田園都市構想会議が発

足しました。これは内部というよりも外部例えば、窓口業務でデジタルの活用を進めようという動きが活発になりました。さらに、2021年10月にはマイナ保険証の運用が開始されました。また、さらなる強化ということで2022年6月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の閣議決定されました。

われわれが目じたのは総務省が公表した「デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画」です。この中で、自治体が重点的に取り組む事項として6つの重点項目を挙げています。これには計画期間がありまして、2021年の1月から2025年の3月までが計画期間とされています。

DXでは、とりわけ、自治体のシステムの標準化・共通化について強調されていました。これについては法律も策定されています。これまで基幹系情報システムは各自自治体がカスタマイズしてきましたが、これを標準化する動きがあります。この対象業務はこちらの20業務です。

制度を概観したうえでの考察結果ですが、日本では国の主導のもと、大規模なIT投資をしてDXが進展しています。研究していく中で気になったのは、国のDX推進計画の中では業務の効率化は相当にフォーカスされているのですが、先行研究で明らかにしているような内部統制の側面はあまり議論されていないことです。本来であれば、内部統制についても議論がなされていることが必要であると思われました。

ITの内部統制の重大な不備への対応については、改定版のガイドラインは強化していくことが明示されていますので、義務団体は何らかの対応を行うことが予想されます。一方で1800団体の20業務を標準化をするということで動いていますので、仮にITの内部統制の不備が生じたときに、そのあたりが非効率を招く可能性がありますので、このあたりについても議論したほうがいいのではないかとこのことを課題として挙げさせていただきました。

私からの報告は以上です。

○司会(石川) 次に山本先生、お願いします。

「自治体DXと統制—推進のための内部統制と外部統制」

山本 清

私の報告は、いま石川先生からありました内部統制も含めた自治体のデジタル化が進んだ場合における統制がどうなるのかということについて少し分析をしてみました。

詳細は文章で書いてありますので、そちらも参照していただければと思いますが、われわれの勉強成果を1つだけ言いますと、DXはデジタルトランスフォーメーションで間違いではないのですが、外国ではDXではなくてむしろDTと言っているような文献もありまして、必ずしもこれが標準的な使用かどうかよく分からないということがまず1点あります。

自治体DXの目的と書いていますが、総務省サイドとしては、住民サービスの利便性の向上、業務の効率化、いま自民党総裁候補の方もいろいろおっしゃっていますが、ひょっとすると納税も年末調整をやめるとかそういうことになると、それは逆に社会といえましょうか企業サイドあるいは役所におけるかなり業務の効率化につながるのではないかと期待もないことはない。

いずれにしても現在の政府のDXの大きな目的は、対人サービス、窓口サービス等、なるべく役所に行かなくても、あるいは自宅で手続きが終了することによって住民サービスの利便性の向上を図るとか業務の効率化をやるということなんですが、現状は20の基幹系のプラットフォームの標準化によって業務の効率化を推進することを政府は目指しておられます。

そういう意味からすると、内部統制というのは広い意味の内部統制であって、本来の石川先生の用語で言えば、COSOで言うような内部統制の全体的な枠組みに従った内部統制を必ずしも意図してはいないんです。しかし、業務の効率化は内部統制のCOSOの1つの要素ではありますので、そういった意味からすれば、COSOのフレームワークには準拠していないんですが、内部統制の一部と住民サービスの向上にフォーカスを当てて自治体DXは取り組まれているという認識でいいのかなと思います。

翻って考えてみますと、地方自治等を勉強して

まいりますと、団体自治なり住民自治という言葉がいつも出てまいりまして、住民自治の観点からすれば、市民とか住民がその自治体のむしろ主人といましようか、意思決定したり、むしろ積極的に参画するというのが基本であって、それが日常的にはなかなかできがたいということで、代表者である首長さんとか議員さんを選んで委任しているというような構造になっているわけです。こちらへんはDXとかインターネットがより身近になるとともに、意思決定も、予算の意思決定でありますとか計画の意思決定等に自治体のDXを使えるのではないかということが世界的に議論されておりまして、日本においても一部そういう実験的な試みがすでにある。こちらへんについて自治体DXをどういうふうに使っていったらいいのかということを少し振り返ってこれからお話しを申し上げたいと思います。

デジタル化を内部統制と外部統制に分けて要約いたしますと、大きく分けると準拠性といましようか、コンプライアンス的な要素でコントロールを図るという意味では内部統制としては内部監査があり、外部統制としては外部監査があります。これは主として財務監査でありますとか合法性・合规性の監査とか検査とか言われていることになるかと思えます。

石川先生もすでにいろいろされているんですが、監査委員監査は準外部監査と言われておりますが、こちらへんについてどうやってDX化に対応していくのかという議論はどうもあまり進んでいない。逆に言うと、内部監査としての利用というのは企業でもかなり積極的にされてるんですが、外部監査としては、私の会計学会の前の発表がたしかAIの利用のやつだったと思うんですが、そういう意味合いの一種のイレギュラーなもの、不正のものを効率的に発見するという意味における準拠性監査の外部統制というのはあり得ると思えますが、これはAIも含めて一部まだ試行段階です。一方、効率性に基づく内部統制というのは予算管理であるとか業績測定があります。

一方、外部統制としてデジタル化が可能だというのは、外部評価とか利用者調査ですね。利用者満足度も含めた利用者の評価というものも、わざわざアンケートをとらなくてもその場で完結す

るとか、あるいは一定のデジタルサービスを利用された方にランダムに聞けるような仕組みを導入すれば、行政調査というのをわざわざやらなくても自動的に書いたよということで、サービスの改善に使うことができると思います。

私が一番申し上げたい点は3番目の意思決定の改善ということで、EBPMもあるんですが、それ以外に主権者といましようか、市民が参加して意志決定をしようということです。日本のような大規模な自治体を含めたような、意見が分かれるような大阪の特別区制度とか、府政と市政を一体化するような大阪都構想等のような場合だけやるという感じではなくて、むしろこれをデジタルとかインターネットを使えばかなりの参加が見込まれてビルトインできるということで、クラウドソーシングということが一部されているんです。市民からの要望をお聞きするということはどの自治体も「市長への声」とか「市政への声」とかやっていますけれども、これはよほど市政に対して常に関与したいとか積極的に自分の意見を主張したいとか、あるいは不満がある方だけになります。どうしても言いたい人はボトムアップとして意見を述べるのですが、全体的に市民の意見を集約する、あるいは市民が中心に取り組んでいくというのは限界があると思います。

一方、協働型というのは、最近出てきた情報機器を使ってやるやつで、道路の穴があった場合に、携帯等を使ってその場所と状況をカメラで撮って、それで自治体に送ることによって早急に修繕ができますし、役所もわざわざパトロールしなくても道路の情報を取れる。そういう意味においては自治体にとってもメリットがあるし、政府にとってもそういう情報を積極的に自治体に上げることによって自らのサービスの充実に使えるという意味においてはいいのではないかとされているんですが、でもそれに熱心な市民と熱心でない市民が住んでいるかどうかによって、かなりサービスの公平性という問題が出てまいります。

したがって、それをどうすればいいのかということは非常に大事なことで最近では言われておりまして、これは自治体と市民が相互関係にはあるんですが、従来は意見照会して→回答→提案だったんですが、これを何回も繰り返し、昔のデルファイ法的なことでいろいろ意見を聞いて、自治体方

もこれについてコメントして返すことによって、政策の合意形成を市民からの提案も踏まえて集約していくということです。たとえば地中深く埋設するような原子力発電所等の再処理等の問題等も含めて、そこらへんをもう少しデータの力を使って、多くの市民の参加、できればデジタルデバイドの問題を除く方以外の方は全員の参加が得られるような、一種の住民投票制度に代わるような、政策形成と住民投票を兼ねたようなことをやったらどうかということの余地がDXにあるのではないかとことです。

以上でございます。

○司会 山本先生、ありがとうございました。

次は佐藤先生、お願いします。

「デジタル化とガバナンスー DEG : Digital-Era Governance の視点から」

佐藤 亨

まずこの研究の意義についてです。2019年に発生した新型コロナウイルスがありました。このパンデミックを契機として、わが国の地方自治体では急速にデジタル化を進めようとしております。2020年には「デジタルガバメント実行計画」が閣議決定されました。そこでは地方自治体におけるデジタルガバメントの推進が示されました。同日に総務省から、これを具体化した「自治体DX推進計画」が示されております。

この自治体DX推進計画の中では3つの重点取り組み事項が示されました。その中でも特に自治体の情報システムの標準化・共通化については、基幹系の20の業務システムについて、2025年度までに国の策定する標準仕様に準拠したシステムに移行するようということが書かれております。

他方、情報学の分野を見てみると、デジタル化がsociety5.0をもたらしっているとされております。これは産業革命ですとか情報革命に匹敵するような変革をデジタル化がもたらすと言われております。

1980年代以降、政府ではNPMの導入によって民間企業のようなマネジメントが浸透してきまし

た。ただ、デジタル化はsociety5.0と言われるような大変革であれば、政府の経営モデルにもこれまでとは違ったモデルが必要になってくるのではないかと考えられます。

この点、Dunleavyは「デジタル化が進展すれば、行政管理のモデルがNPMからEGに移行する必要がある」と主張しています。ただ、現在のところ、DEGの有効性を示す経験的な証拠は十分に蓄積されていない状況です。

そこでこの研究では、わが国の地方自治体を対象として、デジタル化におけるDEGの有効性について検討をしていきます。以上がこの研究のリサーチ・クエスチョンになります。

次に先行研究のレビューと仮説です。1980年代移行、NPMは世界的に浸透してまいりました。ただ、2000年代に入りましてNPMに対する疑問が多く展開されるようになってきました。

多くの批判の中でITに注目すると、行政管理や公共政策においてこれまで外縁だったITの変化はその重要性が増し、もはや決定要因になっていることを指摘しました。そして、ITの変化に対応するため、政府はガバナンスのモデルをNPMからDEGに移行する必要があるとしました。

DEGはNPMに伴って生じた変化を反転させることだとしています。

DEGは、1)再統合、2)ニーズベースのホリズム、3)プロセスのデジタル化、から構成されます。このうち再統合とは集権的なプロセスの再導入と再強化です。即ち、デジタル時代に技術を有効に利用するためには、NPMによって分離された組織のヒエラルキーや行政サービスの境界を元に戻す必要があるとしています。NPMの分権化は多数の階層構造を生み出すことによって無駄を生じさせているとしています。

つまり、NPMは多数の組織に対して民間企業のマネジメントプロセスの導入を強調しました。その結果、NPMは調達や電子政府の運用など各組織に非常に類似し標準化されていない機能を増殖させました。このような問題から、特にITの分野では集権化の程度を再び高める必要があるとしています。

このようにDEGはITの変化に対応するため、NPMによって分権化された構造を再び集権化すべきと指摘しています。そこでこの研究では、「集

権化が進むほど、デジタル化が進展する」、こういう仮説を設定しました。

分析の結果、DX業務の効率化に対しまして、主導組織は5%水準で有意となりました。また、DX住民サービス向上に対しては、主導組織と組織階層が10%水準で有意となりました。他方でシステム担当については、両方とも統計的には有意となりませんでした。これらの結果から、仮説は部分的に支持されたということが言えます。

次に考察です。この分析結果は、DXを所管課が推進するほど、DXの目標である業務効率化の達成可能性を高めるということを意味しております。加えまして、DXを所管課が推進するほど、組織体制をフラットにした団体ほど、DXの目標である住民サービスの向上の達成可能性を高めることを意味しております。これらはDEGが主張しておりますITの変化に対応するためにNPMによって分権化された行動を再び集権化するという主張を裏付けるものであると言えます。

なお、システム担当については統計的には有意になりませんでした。これはシステムの調達を今回含んでいなかった影響である可能性があると考えております。システム担当にはシステムの運営と管理だけではなくて調達もありますので、その調達が影響していると考えられます。

最後に結論と課題です。本稿ではわが国の自治体を対象としてデジタル化によってDEGの有効性について検証いたしました。その結果、集権化が進むほどデジタル化が進展するという仮説が部分的に支持されました。これらの結果は、DEGの経験的な証拠を示した点で、先行研究に対する貢献があると考えております。

また、いまデジタル化が進んでおります。そのデジタル化における政府のガバナンス行動に対する示唆を与えた点で、実務に対する貢献があると考えております。

なお、集権化については、本稿ではDXを指導する組織、組織体制をシステムの運用管理の担当といたしました。ただ、集権化についてはほかの変数も影響している可能性があります。また、本稿で採用した従属変数はDXの目標の達成可能性でありまして、目標達成そのものではありません。その点が今回の研究の限界であり、今後の研究課

題であると考えております。

以上でございます。

○司会 佐藤先生、ありがとうございます。
それでは黒木先生、お願いします。

「地方自治体のデジタルトランスフォーメーションに向けた現状と課題に関する調査票の設計」

黒木 淳

本日はこのような機会をいただきまして、ありがとうございます。横浜市立大学の黒木淳です。本日、日本大学にお伺いできればよかったです。諸事情で難しいことになりましたので、動画のほうで失礼いたします。

報告のタイトルですが、地方自治体のデジタルトランスフォーメーションに向けた現状と課題に関して今回のプロジェクトで調査票を設計しておりますので、そちらについて簡単にご説明させていただきます。

まず調査を設計した問題意識でございます。わが国地方公共団体、地方自治体とも言われますけれども、デジタルトランスフォーメーションが進んでおります。以下、DXとお話しさせていただきます。

DXについては、総務省が「DX推進計画」を出し、また同時期に内閣府が「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」というものを出していることに起因するかと思います。

そこでDXで重要な観点だと言われたのが3つありまして、1つが住民の利便性の向上。2つ目が業務の効率化。さらには3つ目として、業務の効率化とも関連しますけれども、今後労働市場がシュリンクする中で、人的資源を行政サービスの向上につなげるということがあろうかなと思います。

このようにDXが推進されているわけですが、多様な観点でDX化に向けた現状と課題を把握しながら、自治体ごとに適切な対応を図っていくことが必要だということも言われております。特にガバナンスであったり内部統制とDXというのは非常に強く関連しているということが先行研究でも言われておりますし、デジタル化は対話的かつ

水平的な説明責任、住民に対して透明性を高めることで説明責任を果たすことができることも先行研究では指摘されておりますが、社会的公正あるいは包摂性（inclusive）という観点で新しいリスクもたらず、昨今は SNS 等も発展しておりますけれども、その中でデジタル化あるいは DX 化というのは対話のかつ静的な説明責任ももたらすことになるわけですが、多様な問題が生じる可能性もあるということが指摘されておまして、その観点から DX を包括的にとらえていくことが必要であろうということです。

ではわが国においてはどのようなふうな地方自治体の情報化を確認できるかということですが、2010 年から「地方自治情報管理概要」というのが発表されております。この概要では 20 年に DX 推進計画を総務省が公表したことに伴いまして、2021 年度からは「自治体 DX 情報化推進概要」という名前に変わって開示がなされております。これについては後でご説明させていただきます。

このデータは極めて世界的にも珍しい貴重なデータになっておまして、DX 化の個別自治体の歴史的経過を把握し、開示されています。もちろんこれらのデータだけでは DX 化を全て把握することはできないということもあるかもしれませんが、いろいろな包括的なデータが開示されているということです。

われわれの着眼点としては、内部統制、ガバナンス、特に会計研究でありますので会計や情報システムとの関連についても把握が必要であろうと考えておまして、これらの観点を取り入れた調査をしていくことが必要ではないかと考えています。

そのような情報概要ですけれども、以下ではまず調査のデザインの前に、情報管理概要でどのようなことが記載されているか確認したいと思います。2020 年、DX 情報化推進概要に変わる前の話で、ということが記載されていたかというベーシックな情報を紹介したいと思います。

大きくは 4 点ありまして、電子自治体の推進体制、これは要員や CIO の状況あるいは背景とかに該当します。行政サービスの向上、ここがメインの項目になりまして、行政手続のオンライン化の推進状況であるとか住民サービス向上への取り組みが記載されております。業務システムの効率化

は、昨今話題の業務システムの協働化であったり、デジタル庁が進められているプラットフォーム化みたいな話が出ております。最後の情報セキュリティ対策の実施ということで、セキュリティの面について記載されております。

かなり昔の情報管理概要では、たとえばパソコンの設置台数が行政ごとに報告されているものがありました。札幌市であるとか何台、函館市であるとか何台ということで、1741 の自治体、47 都道府県全てが網羅されているというデータベースです。

この情報管理概要は 2021 年度から「自治体 DX 情報化推進概要」と名称が変わっております。基本的な項目は同じなんですけれども、自治体の DX にかかわる部分がちょっと修正されているというのが特徴になります。たとえば組織体制、DX 情報化についての職員育成の状況だったり、行政サービスの向上についても災害時の被災者情報管理システムの状況だったり、情報セキュリティについてはデジタルデバイト対策が入ったりとか、参考情報として、テレワーク、AI、RPA の導入状況などが記載されております。おそらく将来的には生成 AI の対応状況等も入ってくるのかなと思います。政府のほうではいま対策が議論されているところかなと思いますので、わが国自治体でどのように生成 AI が使われているのか等も入ってくるのかなと推察しています。

このようにいろいろな項目が追加されておまして、DX においてガバナンスや内部統制に関する設問としては全庁的横断的な推進体制の構築であったりとかが含まれているわけですが、内部統制はガバナンスとさらに関連しておりますので、そこを把握していく必要があるだろうということです。会計研究や内部統制で一般的に議論される項目も含めて聞いていく必要があるだろうというのがわれわれの問題意識になっております。

そこで調査を設計いたしました。これが大項目ですが、具体的な中身を全てこの限られた時間で説明することは難しいので、投稿させていただいた原稿の最後のところにアペンディクスとして調査票をつけておりますので、そこをご確認いただければと思います。

大きくは DX 推進の計画を各自治体がつくっておりますので、その作成状況、あるいは体制面、推進体制から出てくる目的、特に業務効率化だっ

たり行政サービスの向上というのはもちろん所与ですけれども、内部統制にどのぐらいの自治体が使っているかというのを把握することも1つの目的として行いました。

基幹系情報システムについてはかなり詳しく聞いておまして、ベンダーさんまで開示いただける自治体については把握させていただいております。過去4年にどのような事務ミスが発生しているかも確認しています。組織の改変状況ということで、組織改変があると事務ミスや内部統制が難しくなってDX化も複雑になっていきますので、そのような構造的な課題についても把握しております。

予算についても記載しています。財界システムとの一体的運用をしているかどうかについても聞いています。

この調査票は幾つかのプロセスを経て完成しております。5～6回協議して原案をつくり、事前ヒアリングをさせていただいて、実際に何名かの地方自治体担当者に試行してフィードバックを反映させて確定させています。

今回、市を対象に配布しておりますが、全国では792市ございしますが、245市から回答を得て、回収率30・9%と非常に高くなっております。調査は紙媒体とオンラインと両方で行いまして回答受付をしております。

今後の予定ですが、DX推進と予算に関する研究だったり、基幹系情報システム・ベンダーと内部統制に関する研究、改変組織の状況などの研究が可能でありまして研究を推進しておりますが、すでに何件か国際学会等で報告済みです。具体的な内容は投稿原稿には記しておりませんが、研究については着実に進んで、成果も上げ始めているところです。

データベースについて関心がある方はぜひ、プロジェクト教員なり私でも結構ですし、代表の石川先生等にもご連絡いただければと思っております。

参考文献は以上です。

本日は出向けず大変失礼いたしました。私からの報告は以上です。ご清聴ありがとうございました。

司会 黒木先生、ありがとうございました。

それでは田中先生、お願いします。

「フランスの行政のデジタル化から日本への示唆」

田中優希

私からはフランスの行政のデジタル化についての調査についてお知らせいたします。2年間、在外研究でフランスのパリ14区に居住しましたので、そのとき見たものや調査したものなども入れながらお話しできればと思います。

行政デジタル化と言えば有名なのはエストニア、台湾ですけれども、フランスでも、先進国ならどこでもやっていることではあるんですが、デジタル化を進めています。

特筆すべきはOECDのオープンデータのランキングでは韓国に次いで第2位の評価を得ている国であったりしますので、そういったところから注目するに値すると思えまして調査報告にさせていただきました。

問題意識としては、いまお話しした通りです。

日仏の比較において共通点と相違点を指摘しておきたいのは、フランスと日本は行政のデジタル化に取り組み始めた時期がほとんど同じで、2017年、日本でデジタル庁ができ上がった時期と似ているかなと思います。

先進国ですので——少子高齢化ではあまりイメージないかもしれないですけれども、特に出生率が高いという評価を得ていると思うんですが、最近は出生率も少し下がってきている国で、高齢化の問題も抱えています。地域格差も大きい課題です。移民というのがちょっと日本と違うところですね。

一方、社会連帯主義という考え方が教育を通して浸透してまして、「市民たるもの相互扶助すべきである」とかデジタル弱者への配慮ですとか、まだ日本ではあまり議論されていないですけれども、デジタル化によって増大する環境負荷への目配りなどが議論が上がっているところはフランスらしいところかなと思います。

調査の視点ですが、私、普段は行政の公会計ではないエリアで研究しておりますので、研究会の議論などをお聞きしながら調査の視点を定めよう

と思ひまして、問題の主題として3つあるかなと思ひました。

1つは行政サービスの限界が来ているということ。2つ目はIT化の影響は限定的である。トラブルの発生でも何度か触れられていましたけれども、業務効率の改善が思ったほど進まないというところがある。3つ目はデジタルツールを使った市民参加のようなことがあまり進んでいないところかなと思ひました。3つ目については、今回フランスと比較する中で一番日本への示唆がある点かなと考えております。

ここから基本的な施策をご紹介していきたいと思ひます。まず行政のデジタル化といへば、行政手続をオンラインでできるようにする、利便性を高めるといへるところがイメージされるかなと思ひます。

これはフランスでも当然進んでおりまして、2017年ごろから「フランス・コネクトという共通アカウントを取得することによって、あらゆる手続をできるようにする。目標は100%で、8割まで進めましょう」といへるのがいまの地域目標になっています。

628個の手続をすることができます。出生届けなどや選挙、税金を納める、ハローワークのようなものも含めますし、ちょっと変わったところだと、お国柄だと思ひますが、就職時に犯罪歴の前科がないかどうかの証明を出す必要があることがあるんですけど、そういったものも警察署に向かうことなくオンラインで取得して、自身の犯罪歴があった場合は「あった者です」、ない場合は「ない」といへることを証明する書類なんかもオンラインで手に入れることができます。

ポータルサイトでテーマから選ぶことができます。共通アカウントがある関係で、氏名や住所といった基本情報を何度も入力する必要がないといへる利便性があります。

サイトは平常、こんなかたちです。サービス・パブリック・フランスといへるサイトですが、ここに行くと、628手続がありますよ。下の段は私が翻訳したんですけど、テーマで絞り込めます。助成金が多い国でもあるので、住宅手当とかレジャースポーツの手当とか、こういったこともここから生成することができます。

2つ目の行政手続の中で紹介したいのが、行政

手続をオンライン化するときの大きなモチベーションになったのが市民の不満を解消したいといへるところです。フランスの行政サービスは非常に評判が悪く、日本では1時間もあれば十分済むものが、数か月返信が来ないこともざらにありますので、その解消をしたい。デジタル庁の高官であった方も、「現在のお粗末なサービスをテクノロジーによって改善して、市民からの信頼を復活させる」といへる表現をよく使って、デジタル化の必要性を訴えていらっしやいました。

行政サービス満足度といへるのを3か月に1回(四半期に1回)公開していらっしやいて、過去の情報も見ることができます。いま出しているのが満足度評価のサイトですけども、一番上が税金の支払い、2番目が職探し、ハローワークのようなところの満足度で、一番下が不動産管理(?)の手続です。このひな型の2番目サティスファクション・イエサージェイ(?)といへるところが満足度調査です。そんなに高くはないところが、まだまだこれからやっていくところのかなといへる感じがするんですけども、日本とちょっと違うかなと思ひしたのは、こういったのがオンラインで誰でも見れて公開されているところはナガヤチ(?)になっているのかなと思ひます。

次に具体例として次にご紹介したいのが、市民参加型予算といへる取り組みです。日本の文献でカミムラ(?)先生が2016年の文献で取り上げていたり、一部自治体の中でもやっていらっしやる自治体があるものですけども、大規模にオンラインのツールを使ってパリ市で実施しています。これは市民の行政への関心を高く保つことに一役買っているかなと考えております。

パリでは2012年から始まって、リヨンや一都三県のような地域圏でも実施されていて、10年目を迎えています。先般パリでオリンピックがありました。あのときセヌ川の水質が話題になり、セヌ川の水質を証明するために泳いだ女性市長のイダルゴさん、あれは彼女が就任直後から始めた取り組みです。

予算の5%の使い道を市民の提案と投票で決めるといへる仕組みで、7歳以上のパリ市民であれば、国籍関係なく提案することができます。提案すると、市からの調査が1回入って、実現可能なものだけ残されて投票に進むといへる仕組みになってい

ます。採択率は大体10%ぐらいですね。

これはどんなふうに提案を出せばよいのですかという案内の画像です。「私はアイデアがあります。アイデアがあるんだけど、ちょっとアドバイスが欲しいです」とか、いろいろ選ぶことができます。その結果、投稿したアイデアを4万回ぐらい状況を見ることができまして、「投票に進むことができました」から始まって、最後は「その実施は決定しました」とか、各アイデアについて状況がオンラインで見れることになっています。

ちょうどいまオープンしているので、そのオープンしているサイトもお見せします。これが市民参加型の投票サイトです。私は去年までは居住していたのでアカウントがあって、投票はできないんですけども、アカウントがあるので見れたのでお見せします。

パリ全体のものと、自分が住んでいる〇〇で選ぶことができ、金額とかどういう内容なのか書かれていて、4段階で「なぜこんなことをしなきゃいけないんだ」みたいなところまで選ぶことができます。ただの賛成だけではなくて「反対」まで含めて、いろいろなことができます。分かりやすくなると思って機械翻訳にかけますと、こんな感じです。「お気に入りです」とか、「納得いかない」、マイナス票なんか入れることができます。

どんな内容かというのはざっと見ていただくと分かると思うんですけども、公共工事系の大規模なものもあれば、啓発活動ですとか、公園にベンチを建てましょうとか、小規模なものまでいろいろ出てきます。こうやって選びながら投票して、1つのパートにつき、パリ全体で4つ以上、自分が住んでいる居住区で4つ以上投票していけるというかたちになります。

期間になりますと、SNSでも積極的に盛んに投票行動を呼びかけるようになりまして、これはイダルゴ氏のアカウントですけども、ここでは、たとえば「1つ街灯を建てるのに7000円ぐらいかかますよ」とか、「どんなことに投票するか、あなたが決めましょう」と書いてあったりします。

ここはデジタル弱者への対応の1つかなと思うんですけど、オンサイトでも、オフサイトでも、対面でもできます。役所にも投票箱が置かれます

し、自転車に投票箱を載せて移動式で街角で投票することもできます。私も立ち会ったことがあります。

投票場所には提案者がいたりするので、その方と直接お話しをして、たとえばこれはバスケットコート、卓球場とかですけど、「何をどんなふうにするつもりなのか」ということを聞いたりできます。

道の整備、ベンチの整備が提案されて実現した例が紹介されています。下に載せたのは、私が住んでいた場所で、そこで子どもが実は遊んでいたということがありましたので、ご紹介しました。

身近な例から大きなところまで、自分の提案ひとつで何か変わるかもしれないという手応えを感じることができるので、これは非常にパリの市民に市政への関心を高く保つのに大いに貢献していたように感じております。

3つ目の事例ですけども、オープンデータ化の取り組みです。あまり知られていないんですが、フランスの近代化政策は世界的に評価が高い状況です。

OECDが実施しているオープンデータランキングというのがあるんですけども、コリアが1番、2番目がフランス。4年ごとに調査をやられるんですけども、日本は2019年の前回調査では4位という高い順位だったんですが、非常に下がってしまって同じ調査でいま25番目の位置にあります。

この内容を見てみると、3つの軸で評価されています。1つ目の軸はデータの可用性、応用可能性です。2つ目はデータにアクセスしやすいか。1か所にまとまっているとか、正しいデータだということがすぐ分かるかとかですね。3番目の軸は政府による再利用支援。日本は全部低い状態ですけども、特に差が開いているのが前の2つで、データの可用性とアクセスのしやすさです。

この中には日本のことは書かれていないので、ほかの先行研究などで指摘されているものからお話ししますと、PDFのかたちで公開されているデータが日本の場合はとても多い。地方自治体の中でデータを公開していない自治体はほとんどなくて公開はされているんですけども、使わない状態で公開されていることがどうやらオープンデータの質を下げているということのよ

うです。

オープンデータになっていないと、そこから先の利用が進まないの、私たち研究者が使おうとか何か新しい行政サービスをというときの障害になってしまっているという現象があるようです。

おそらく日本の地方自治体の気持ちとしては、エクセルとか CSV のようなかたちでデータを公開するほうが良いとは思っていても、それを扱う能力が果して相手にあるのかというところを気にしていられちゃったり、PDF にすれば資料の改変のハードルが上がりますので、改変を回避したいとかそういったところがあるのではあるとは拝察はできるんですけども、現在データが公開されているけれども、GPO は進んでいない状況のようです。

この点、日本に比べるとフランスは二次利用がしやすい状況で、エクセルや CSV などの形式で公表されていて、それを使ってフレンチテックと呼ばれる IT 企業たちが新しいサービスを提供する、それを政府が支援するというような構造になっています。

小さくて申しわけないんですが、これがデータの利用率ランキングです。フランス 1 番、日本はこのへんです。アクセシビリティも同じようなかたちで、政府のサポートは日本の順位が少し高い状況ではあります。

ここまでフランスのよさみたいなのところに焦点を当てて話してきてしまったんですけども、当然課題があります。フランスの政策全体的な特徴ではあるんですけども、たとえば新しいサイトがオープンしますと、「そのサイトをつくることはよいことです」ということで法律で後押しされて実行されるんですけども、オープン時(?)に止まるとか、ボタンがあるけど押せないとか、ウェブサイトの情報が不足して、結局役所に電話をかけたほうが早いとかそういうことが起きていて、いろいろな記事で報告されていたりもしますので、大風呂敷を広げるんだけれども、子細は実行してから整えるみたいなのはフランスの課題でもあり、やれてしまうのはよさでもあるのかなとは思っています。

地域格差の解消については、あまりまだ手を打っていないところ。政府がサイトを使って地方自治体の課題を吸い上げて、その課題に対して

IT 専門家を派遣するというサービスをしているんですけども、その利用率もまだまだ低いですし、高齢の方とか身体的に IT を使えない方とかデジタル弱者に対する配慮もまだこれからだということのようです。自宅から 30 分以内に行政のオンラインサービスを補助するサービスセンターを建てるんだということはパリ市も標榜して、対面のサービスセンター設立に動いたりしています。

冒頭でも話しましたが、デジタル化が進めば進むほど、CO2 の排出量が増え、エネルギー使用量が増えていってということは指摘されているところですけども、これについてフランスの例では、担当者に対する具体的な指示・ガイドラインが出しています。

「デジタルコードの実践ガイド」には、新しいシステムを入れるときに新しい機器を代わりにする(?)のようなシステム設計をしましょうみたいなことが書かれていたり、左側の「デジタルサービスの一般的な枠組み」、ここには「負荷の高いサイトになっていないか、不要な動画や不要なトラッキングなどが起きていないか、それはすなわち電力使用量につながるの、そういうものがないようなかたちに設計しましょう」。かなり具体的なガイドラインを公表して、これが十分守られているかはまだもちろんわからないところですが、人々も見ている。このへんは日本ではまだ議論が起きていないところかなと思うので、今後どんなふうに規制していくのかを注視してもよいのではないかなと思っております。

まとめますと、今回調査してみて日本への示唆ですけども、デジタル化を推進することで行政手続を一元化すること、市民参加型予算を導入すること、このへんはよく活用なさっているのかな、フランスの仕組みは面白いのかなと思いました。

ただ一方で、〇〇ことの併用なども意識しているので、そのへんのバランスも見て、日本のデジタル技術の活用に何か実践的な示唆があるのではないかなと思います。

オープンデータの重要性の理解も進めなければいけないと思いますし、公開データがせっかくあるのに使われていないという機会損失の状況はどうにかしなければいけないのではないかな。これは示唆ではないかなと思います。

結果的にそうやってデータが使われるようになれば市民の関心呼び込むことにつながりますし、私のももとの専門である行政の説明責任を果たすというところでもつながってくるのかなと思います。

最後はデジタル格差の解消や環境負荷の軽減など、日本でまだ議論されていないところにも議論が及び始めているというところは、日本にとっても参考になる見解ではないかなと考えます。

駆け足でしたが、このようなかたちでまとめさせていただきました。引き続きご指導いただければ幸いです。ありがとうございました。

司会 田中先生、ありがとうございました。

個人的にはエクセル形式でのオープンデータ化が進むことに期待しています。先般も佐藤先生に分析していただこうと考えていたデータについて、総務省から公表されている資料がエクセル形式からPDF形式に変換されているので、エクセル形式に変換し直す必要がありました。どうもありがとうございました。

それでは次に尾上先生、お願いします。

「非営利法人の行政への申請等におけるデジタル化の現状（公益法人を例として）」

尾 上 選 哉

私は非営利法人が行政庁に対してさまざまな申請や書類の提出をする際にどれだけデジタル化が進んでいるのか、特に公益法人を例として、制度がどのようになっているかを調べさせていただきましたので、その点について報告をさせていただきますと思っています。

最初に報告の目的と、まとめをお話しして進めたいと思っています。

報告の目的ですが、今回の研究グループの大きな目的は「地方政府などのデジタル化の進展がどう進んでいるか」ということだったわけですので、その中で非営利法人の中でも公益法人を選んでデジタル化を見ていきたいと思います。

なぜ公益法人を選んだかという、学校法人や社会福祉法人、宗教法人、さまざまな非営利法人

があるわけですが、この中でも制度としては一番新しいこととなりますので、その新しい制度においてデジタル化がどう進んでいるかということを見ていきたいということです。

行政庁に定期書類提出のような場面においてデジタル化が進んでいくと、地方公共団体や国においてもそうですけれども、その後の情報の二次利用を促進することにつながると考えられます。たとえば各種の統計資料の作成、施策の評価、そういったことの分析にも役立つのではないかなと思います。先ほど石川先生のほうからもDX推進計画のお話がありましたけれども、その中に重点項目として行政手続のオンライン化が挙げられていました。まさにそのことを見ていくということです。

最終的なまとめを先にお話しさせていただきますと、いろいろ検討した結果、現行の制度上、公益法人は行政庁に対して種々の申請や届け出の提出を行なう必要があり、オンラインによるデータのやりとり、いわゆるデジタル化が推奨されていて、これをぜひ使ってくださいということになっています。ただ、現実問題としてどれくらいの割合でデジタル化、オンラインでのやりとりがなされているかというのは、いまある資料からは確認できませんでした。

公益法人を選ばせていただきましたので、公益法人制度の概要を少しお話ししておきますと、2008年にスタートしています。特にアカウントビリティを保つということから、情報開示が強く求められている制度設計になっています。そういったこともあって、公益法人は自らの活動に関する情報を積極的に義務として開示することが制度上求められていますし、そのような公益法人であるからこそ、税制上の特別な措置が講じられているのだらうと思います。

この公益法人がどのような場面で行政庁とのやりとりが出てくるかということ、まず公益認定申請と呼ばれる手続を行なう必要があります。一般社団法人、一般財団法人として設立された法人が公益認定という申請を行なうことによって、公益社団法人、公益財団法人になっていく、そのための手続になります。

この公益認定申請において、まずは申請書の入手から始まるわけですが、現在行なわれているの

はポータルサイトでのダウンロード、そしてそれを電子申請するという、オンラインで完結するものが1つ。それから、実際に行政庁に足を運んで直接書類を入手して、それに作成して窓口で直接申請するというもの。それから、郵送で入手して郵送で申請するものになっています。

行政庁としては入手の簡便性や申請書記載の利便性を考慮したうえで、ポータルサイトを通じてダウンロードによる入手、そして電子申請を推奨しているというかたちになっています。非常に多くの書類を提出する必要があります。これを手作業でやっていくのは大変なことになりますので、そういうことから電子申請が推奨されているのだらうと思います。

行政庁への2つ目のものとして、変更認定申請及び変更届け出という手続が存在しています。公益認定を受けた後、認定された内容を変更する際に、その内容に応じてもう一度申請しなければいけないもの、届け出で済むものがあります。これらについてもポータルを通じてダウンロードして入手し、作成して電子申請することが勧められています。

最後に定期書類の提出があります。公益法人は不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するために活動することを目的としています。そのために国民に対して広く情報開示を行い、公明性の高い事業運営が行われることが望ましいとされています。そのことを受けて、公益法人認定法が公益法人の事業計画、事業報告などに関する書類の作成・開示を要請しているとなっています。そういったものについて行政庁にこれを提出しなければいけない。

事業年度前に提出するものと事業年度が終わった後に提出するものと、2つの種類のものが存在しています。事業年度前については事業計画書、収支予算書などになりますし、事業年度後に提出するものは別紙1から別紙5にかかる定まったフォーマットが全部存在しているわけですがけれども、それを提出する。添付書類として財務諸表などを含めたものが提出されることになっています。

このようにして提出された定期書類に関しては行政庁で閲覧もしくは謄写可能です。この定期提出書類の入手及び提出についても、申請、変更の

場合と同様に、ポータルサイトを利用したデジタルでのやりとりが推奨されています。

いま見てきましたように、全ての手続においてオンラインによるデータのやりとりが推奨されています。内閣府における所管及び各都道府県における所管においても同じシステムを使っていますので、その意味では国のデジタル化は進展していると言えるのだらうと思います。

ただ、行政庁は年次報告を毎年出すことになっているんですが、それらの手続の状況がどのようになっているか、オンラインがどれだけなのかとかいうのは不明で、そういった情報は一切出ていません。どれぐらいの法人がデータのやりとりをデジタルで行っているのかというのが分かると、研究者とすればその進展具合はさらに分かることになると思いますし、先ほど田中先生のお話にありましたように、二次利用がどうなっているのか分かっていくことは非常に重要なことだらうと思います。

今後デジタル化をさらに進展していくためには、英国におけるチャリティーや、アメリカにおける非営利の法人は全てオンラインによって手続をしなければいけない、紙媒体でのやりとりは一切できないように義務化がなされています。それによってデジタル化が進展していることもありますので、日本においても今後そういった義務化の検討はどこかの段階では必要になってくるのではないかなと考えています。

駆け足でしたけれども、以上が私からの報告となります。

司会 尾上先生、ありがとうございました。
それでは最後、野口先生、お願いします。

「19世紀中葉イギリスにおける個別会社の財務報告の変化に関する考察」

野口 翔平

本研究プロジェクト申請時の主たる目的は「デジタル化に伴い地方政府の会計監査及び内部統制に関する新たなフレームワークを創出すること」となっており、新しい環境下でどのような対応をするべきなのか、それに対応するために会計や内

部統制がどのように変化すべきなのかということ
を考察するというのがプロジェクト研究の
スタートだったのかなと思います。

そのようなことを考察するための予備的な研究
として、歴史を通して環境変化によって会計が過
去どのように変化したのかということ考察して
いくということで、今回は先ほどまでの先生方
の報告とはだいぶ内容が異なった歴史研究をさせ
ていただいています。

イギリスの1862年の会社法は当時の一番大き
な有名な会社法で、その会社法で株式会社化され
た Staveley Coal and Iron Company と Consett Iron
Company、この2社の財務報告の変化について見
ていきたいと思ひます。

Staveley 社に関しては個人事業から株式会社化
した際の会計の変化について考察して、Consett
社に関しては、設立の当初、財務諸表として貸借
対照表を株主に報告していましたが、その後さら
に損益計算書も報告するようになりましたので、
このような変化について考察していきたいと思ひ
ます。

まず Staveley 社に関してですが、もともと個人
事業主であったリチャード・バロー氏が炭鉱や鉄
工所を運営しており、それを1863年12月に株式
会社化することで誕生したのがこの会社です。

個人事業主として経営を行っていたときに、リ
チャード・バロー氏は大規模な設備投資を行って
資金面に不安があり、さらに未婚であったことも
あって後継者がいなかったことから、株式会社化
するに至りました。

この会社の通常定款の中に株主総会前に貸借対
照表を株主に送ることが定められていて、財務報

告に関する規定が含まれていました。この会社は
個人事業のときから6月を決算日としており、株
式会社になってもその点は変わりませんでした。

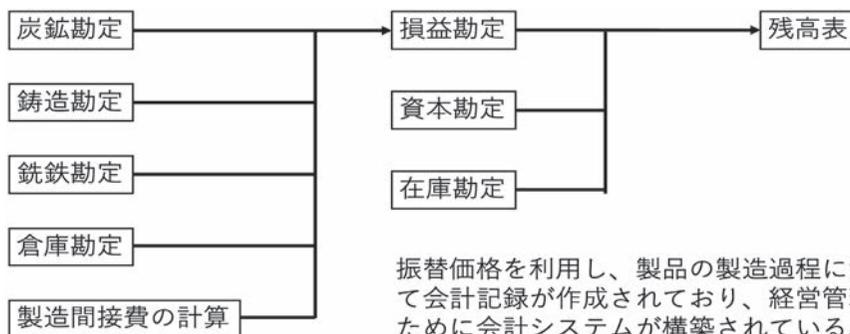
資料1が Staveley 社が個人事業の時代の会計シ
ステムの流れです。左から炭鉱勘定、鑄造勘定等
の部門ごとの勘定を作成しています。製鉄会社で
したので、炭鉱を掘って鉄を採掘し、そこから鑄
造していくというプロセスがあるわけですが、そ
れぞれの勘定をつくって、さらにそこから製造間
接費の配賦計算をすることで損益勘定に振替えて
いき、会社全体の利益を計算していました。そし
て資本勘定と在庫勘定が作成されます。この場
合、資本勘定は固定資産の勘定になりますが、こ
れらの勘定をもとに、残高表と言われる財務諸表
が作成されるという流れになっていました。

Staveley 社の残高表はイギリス式貸借対照表と
言われる形式で、借方に資本や負債、貸方に資産
が計上されています。このイギリス式貸借対照表
は現在の貸借対照表の逆の構成になっています。

このときは個人事業であったので、資本、負債、
資産には個人事業主であったリチャード・バロー
氏に帰属しているものだということが書かれてい
て、個人事業主の財産管理に使われているような
ものになっています。

会計システムのほうに戻りますと、一番左の部
門別勘定は、収益から費用を引くかたちでその部
門ごとの利益が計算されています。部門間のやり
とりも記録されており、そのときに内部振替価格
が使われています。たとえば鑄造勘定の中には銑
鉄勘定から送られてきた鉄の材料が内部振替価格
で収益側に記入されています。鑄造勘定の場合は
費用側に計上されています。製造間接費の配賦を

資料1 個人事業時代の会計システム



振替価格を利用し、製品の製造過程に沿って
会計記録が作成されており、経営管理の
ために会計システムが構築されている。

することで部門の利益を計算して業績評価することができるようなかたちになっていましたが、これも個人事業主であったということで、経営管理のための会計システムが当時は構築されていたことが分かります。

それが1864年に株式会社化することで、資料2のようなかたちに会計システムが変更されていきます。左側から、部門別の勘定、そして製造間接費の配賦計算によって損益勘定に振り替えられることで会社全体の利益が計算されます。この点は株式会社化する前から同じです。さらに資本勘定、在庫勘定、これらを使って残高表を作成するという点は変わりません。

ただ違うのは、1つ矢印がつけ加えられている点であり、貸借対照表が作成されているということです。実際の貸借対照表は基本的には残高表と同じものです。イギリス式貸借対照表ですので、借方に資本や負債が載っていて、貸方に資産が載っているというかたちになっています。内容も残高表とほぼ同じですが、少しだけ違いがあります。それは何かというと、作成されるタイミングが違うということです。

注意しなければいけないのは、残高表と貸借対照表に記載されている日付は6月末で同じ日付になっていますが、貸借対照表は株主総会を開催する前に総会の案内とともに送られているものであって、残高表は株主総会后に作成されたものになっています。そのため、残高表は株主総会の可決事項が反映されています。この点が残高表と貸借対照表との違いで、それ以外の点では同じようなものになっています。

株式会社化後の会計システムに戻りますが、基本的に残高表と貸借対照表は同じものと考えられますので、個人事業主のときの会計システムを株式会社になっても利用していたということです。そういう意味で株主に対しての財務報告機能を追加して変更していたと言えると思います。

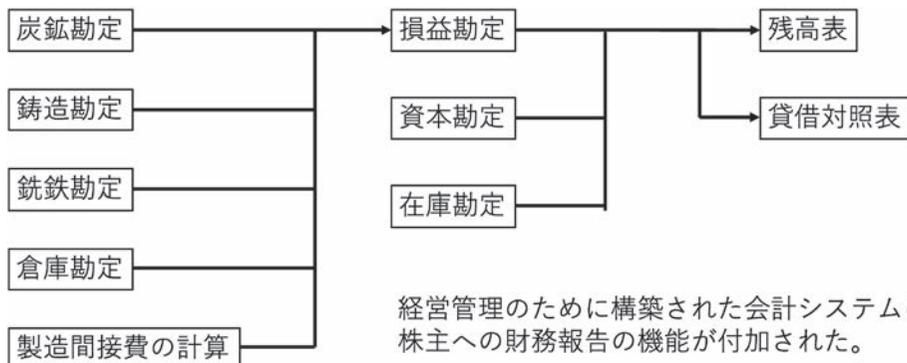
次にConsett社に関してですが、Consett社は製鉄会社であったDerwent Iron Companyという会社を買収することで1864年設立された会社です。Consett社の株主はDerwent社が経営破綻に直面していたので、倒産することで地域経済に大きな影響を与えると考えた人たちがConsett社を設立させることになりました。この会社も6月末を決算日とする会社です。

株主総会開催通知を送る際に、貸借対照表と取締役報告書と監査報告書、この3点が株主総会開催前に送られていました。この会社もイギリス式貸借対照表ですので、現在の貸借対照表とは表記が逆になっています。取締役報告書の中には、利益状況の説明であったり、配当額の説明、さらに経営に関する取締役の意見も述べられています。設立から1869年まで、取締役報告書、貸借対照表、監査報告書、この3つの報告書が株主に送られていたことになります。

その後、1869年から収益勘定も追加で報告されるようになっていきました。当時は会社法上、損益計算書を報告するという義務づけはなかったのですが、損益計算書に当たる収益勘定をこの会社は株主に報告するようになります。

この中身がどうなっているかという点、特に注目したいのは貸方側です。借方側が費用で貸方側

資料2 株式会社後の会計システム



が収益というかたちになっていますけれども、正確には貸方が収益ではなくて、銑鉄などの最終製品から獲得した利益やコークスや石炭の利益が計上されています。それらを計上することで会社全体の利益を計算されることになっています。

ここで注目すべき点としては、コークスや石炭の利益の中には市場で販売した利益と会社内部で使った使用による利益の2種類が区別して表記されています。ここでも振替価格が利用されていることが分かります。

この振替価格による経営管理はこの会社では1867年からすでに採用されており、この点は先行研究から分かっていることです。経営管理に使われていた振替価格による利益計算、これが収益勘定として株主に報告されたというかたちになります。

この収益勘定がなぜ報告されるようになったかというのは、経営成績が悪化したということです。配当額も配当率も低下していったことが収益勘定の報告に影響を与えたのではないかと考えることができます。

最後になりますけれども、Staveley社は個人事業から株式会社になった際に、以前から採用していた部門の業績評価を利用した会計システムを使って株主に財務報告を行なうようになりました。Consett社は部門の業績評価に採用していた会計システムを使って収益勘定を作成し、株主に報告するようになりました。

この両者の共通点は、経営管理に使われていた会計、たとえば内部振替価格を部門の業績評価に使っていたものが株主への財務報告に使われるようになった。つまり、会計の経営管理機能に財務報告機能を追加させたということが言えるということです。

以上で私の報告は終わりとなります。ありがとうございました。

司会 野口先生、ありがとうございました。

皆さま、長時間にわたりありがとうございました。

(以上)